2022年度—第38期—

社会福祉法人 障友会 事業計画(案)

社会福祉法人 障友会

(はじめに)

新型コロナウイルスの感染拡大からはや2年以上、オミクロン株の出現により世界中で再び感染者が急増しています。長引くコロナ禍は、人々の暮らしに大きな制限を与え、福祉・介護サービス事業者にもご利用者の減少や場合によっては休所せざるを得ない状況になるなど、運営に大きな影響を与えています。当法人においても、ご利用者が1年以上も今までのような外出や行事を我慢する生活を余儀なくされています。昨年の春には当法人のグループホームでもクラスターが発生し、数日間、通所施設を臨時休所いたしましたが幸いにも他施設への波及は防ぐことができ、8月にはご希望者へのワクチン接種も行うことができました。

ところが、今年に入って我が国をはじめ、世界中でオミクロン株による感染が猛威を振るい、数多くの 福祉関係施設でクラスターが発生、休所を余儀なくされています。当法人においてもご利用者や職員、ご 家族の感染などにより、いくつかの事業所で通所の自粛をお願いするなどの緊急な対応を行っています。

各施設では空気清浄機を導入するなど感染対策を徹底し、職員が知恵を絞って屋内でのレクリエーションやゲームを考えるなど過ごし方を工夫しています。一日も早く、以前のように屋外での活動や皆さんが集まっての行事レクリエーションが再開できる日が来ることを願っています。

さて、当法人も設立 38 年目を迎えます。この間、地域の知的障害をお持ちの方やそのご家族のニーズに沿って通所施設、ショートステイ、グループホーム、相談支援とその事業を拡大してきました。おかげをもちましてご利用者・職員とも 200 名を超える規模となり、その運営の責任に気が引き締まる思いです。一方、この長い歴史はご利用者の平均年齢の高まりに影響し、昨今はご利用者の高齢化や重度化が顕著となっています。また、コロナ禍の影響もあり当法人の収支は 2020 年度決算で約 2900 万円の赤字となりました。いま改めて法人の理念に立ち返るとともに、今後を見据えた持続可能な事業運営が求められていると感じます。

また 2021 年度には、後援会の皆様の多大なご支援により、当法人創立の地である堺みなみの敷地に障友会の「碑」を建立することになりました。1985 年の法人設立以来の歴史の中で、法人として共に生きて過ごした人たちを忘れず語り継ぐ存在、障友会の歴史を紡いできた人々のシンボルになるものと考えています。

そして 2022 年度は、当法人の事業を振り返るとともに障害福祉を取り巻く内外の現状を分析し、新たな 10 年を模索するための第 2 次中長期計画の策定をめざします。現在のご利用者はもとより、堺に暮らす障害者と関係者のあたり前で生きがいのある生活の実現を、社会福祉法人としてこれからも追及していきたいと考えています。

法人・施設の経営、運営に関する基本方針

- 1) つねにわが国の政治、経済、社会(社会保障、社会福祉など)等の大きな動向を注目、把握し、そのうえで向後の法人のあり方等を展望します。
- 2) 堅実、確実な法人の経営を旨とし、必要性に、又時機に応じて将来を切り拓きます。
- 3)各種の法令を遵守し、法人内組織の強化や管理運営体制の整備、強化に努めます。
- 4)計画的、合理的な法人、施設の経営、運営体制を整備構築して業務の適正な執行に努めます。
- 5)民主的、近代的な経営、運営を基本とし、全ての職員にとって働きやすい、働きつづけることのできる諸環境や諸条件の整備をすすめます。
- 6) つねに利用者、家族が発する諸二一ズを尊重し、それらの二一ズの実現に、そして利用者のよりあたりまえで生きがいのある、又家族にとって安心の大きい事業と支援の提供に努めます。
- 7) 家族を含めた関係者が参画する「法人の将来を展望する機会」を設け、将来の法人のミッションについて共に検討します。
- 8)各施設の家族会、後援会、法人役員、さらには法人の職員等と諸情報を共有し、共通の認識を基礎として法人、施設の経営、運営をすすめます。
- 9)日々の適切な利用者支援のため、又将来の法人、施設の経営、運営の担いのために法人職員の「人材育成」をすすめます。
- 10)関連組織や機関、団体等への職員の参加、参画を積極的にすすめ、又、何らかの役割の担う等を通じて職員の視野や認識の広がりさらには関係性の深まり等を保証します。又そのことを通じて法人の社会的位置や存在感等の向上に努めます。
- 11)同業他法人、組織、団体等との共同活動やソーシャルアクション、学習や研修会等に積極的に参加します。
- 12) 社会福祉法人としての公益性を認識し、地域社会の生活諸課題ニーズの把握に努め、可能な限りこれらテーマの解決、改善のために努めます。

支援のあり方に関する基本方針

1) 利用者の人権、尊厳の尊重、対等平等の支援に努めます。

利用者の人権や人間としての尊厳を尊重し、このことを基礎にした取り組みを一層強化します。支援者のいわゆる上から目線や強い者目線、言動を排除して、利用者との対等平等、同じ高さ目線での関係づくりに努めます。

そのため職員への適切な職場研修を強化推進するとともに、日常的に業務の内容や利用者との関係性、コミュニケーションのあり方等をふりかえり、検証する機会を設けます。

又職員同士が相互に指摘しあえ、助言しあえる職員関係、職場風土の醸成に努めます。

2) 利用者の「意思」の尊重、意思決定支援に努めます。

各日中事業所における利用者のグループ支援、活動支援とあわせて、一人ひとりへの個別支援を大切にします。

利用者個々の意思、ニーズを的確に把握し、その実現に向けて利用者とともに力を尽します。意思やニーズの表明等が困難な利用者については、様々な工夫を講じて意思が形成され、何らかの方法で表明されるようなとりくみをすすめます。そのための支援者のスキルや表明を受け止める感性の向上にも努めます。

3) 利用者のストレングスに着目した支援に努めます。

利用者の長所・得手・強みなど、いわゆるストレングスに着目、活用した支援に努めます。利用者の自信やプライドを高め、それが生活力の向上や人格的な成長につながることをねらいとします。

4)目で見てわかる(わかりやすい)支援に努めます。

人間の聴覚情報処理能力に比べて視覚情報処理能力の優位性に着目し、利用者をとりまく諸環境の可 視化、構造化に努めます。

建物内外の物理的環境はもとより、時間や活動(プログラム)内容などについても可能な限りの可視化に努め、誰にとってもわかりやすい環境の整備にとりくみます。環境のわかりやすさは活動や暮しの見通しにつながりそれが又安心な日々の生活につながります。

5) 虐待につながらない支援をめざします。

利用者の人間として、又成年としての尊厳を尊重し、個性、個別のニーズに配慮したていねいで安心、安全な支援に努めます。

とくに身体介助が必要な利用者についてはその際の手順や介助の方法等について利用者への十分な説明と了解、同意を前提に実施します。

6) 利用者の高齢化、要介護化、医療ニーズに対応する支援を行います。

高齢化、要介護化に対して、一人ひとりの状態にていねいに真摯に向き合います。利用者の立場や心身の状況をあるがままに受け止めて、利用者に気持ちの負担をかけることのないような支援に取り組みます。

物理的な環境の整備も行い、合理的配慮のある支援に取り組みます。又、一人ひとりの医療ニーズに も可能な限り適切に対応します。

日常的なバイタルチェックや見守りを適切に実施し、健康診断等の諸情報を関係者が共有して、傷病等の予防に生かせるよう努めます。

7) 安心、安全を提供する支援を行います。

利用者が安心、安全な日々を送ることができるよう努めます。日々に発生する「ヒヤリ・ハット」や傷病、事故等をしっかりと受け止めて分析し、職員全体で知恵を出しあって対策を講じ、もって再発の防止、事故、傷病の軽減に努めます。

又、「大事に至らなかった、予防的に対応できた」等の好事例を評価しあうことでも職員の事故防止に 対する意識や認識の向上を図ります。

8) 利用者に寄り添う支援を実施します。

あたりまえで生きがいのある日中の暮しや「暮しの場」の確保、実現のため職員の人権意識の向上や 価値観の醸成、共有に努めます。

又、利用者一人ひとりのこれまでの半生に思いをはせ、想像し、そして共感できる力を養うことで日々 の利用者への「寄り添い」が実現するよう努めます。

9) 苦情、要望を利用者支援に生かします。

諸方から日常的にいただく「苦情・要望」に対して真摯に、前向きに受け止め、しっかりと分析検証の 上事業運営や利用者支援に生かします。

「ヒヤリ・ハット」事案とともに苦情解決事業第三者委員の指導、支援を業務遂行上の教訓とし、事業運営、利用者支援に反映させます。

10)防災、防犯への対応を強化します。

火災、洪水、地震さらには停電等を想定した避難訓練や利用者への学習を実施します。万が一の場合 に備えて食物や飲料水等を各事業所毎で日常的に備蓄し、災害等避難時に対処します。

夜間、休日等の建物の戸締り、施錠を確実に実施し、又、昼間の不審者等への対応訓練をまずは職員 が実施して防犯対策とすることで利用者の安全を守ります。

2022年度事業の運営方針

知的障害のある成年の日中における諸活動、社会参加、そして地域社会での継続した暮しを総合的に支援するとともに、他機関とも連携をしてそれらの暮しがより豊かで生きがいのあるものとなるような支援、援助に努めます。また、新型コロナ感染症の防止に向けた事業運営に努めるとともに、利用者の高齢化・重度化に対応するため、当法人事業の中長期計画を策定します。

1)日中活動支援事業

合計221名の利用者の日中の暮しや活動の場、社会参加の場として6ヶ所の事業所を展開し、各利用者の心身の状況やニーズに応じた支援、援助を提供します。「日々、住いの場から日中活動の場に通い、仲間たちと共に働き、活動をする。そして夕刻にはふたたび住いの場に帰宅する。」というおよそ人間としてのあたりまえな日々の普通の暮しの実現を支援します。

日中活動は「利用者ニーズ」に基づく多様なとり組みや機会であって、利用者にとって喜びややりがいのあるものになるよう努めます。活動内容の選択は可能な限り「利用者第一主義」を原則とします。また就労を求める利用者についてはその場所、時間、仕事を提供し、より高い工賃が確保できるよう注力します。

2) 地域生活支援事業

①ショートステイ

法人内外の利用者の家族にどのような事態が発生しても、利用者がひきつづき地域社会で暮しつづけることができるよう、また日中活動への参加が中断されることがないよう、ショートステイ事業の実施により支援します。家族のひとときの休息を保障する場として、また成年である利用者の家族から離れた暮しの体験の場としてもショートステイを位置づけ、それらの実現を支援します。

夜間、休日等における家族の緊急事態にも適切に対応し、利用者や家族の安心、安全を守ります。

②グループホーム

様々な事情によって家族との暮しが困難になった利用者が引き続き地域社会で暮しつづけることができ、 また日中活動への参加が中断されることがないようグループホーム事業により支援します。

グループホームでの暮しは少人数とはいえ集団生活という限界はありながらも、できる限り利用者のニーズに応じた普通の暮しに近いスタイルを準備し、その実現に努めます。また、各グループホームの安全安心な管理運営体制を確保し、支援者の資質の向上に努めます。

③利用者個々の地域生活を支援します。

ご家族と生活されているご利用者、また一定の生活力があり暮しの場としてグループホームを利用しないご利用者については、個々のニーズに応じて他機関との連携のもと安心、安全な地域生活の継続を支援します。

3)相談支援事業

生活のコーディネーター役である相談支援事業所の役割、機能を最大限発揮できるように努めます。法 人内外のご利用者や家族に寄り添いながら、利用者の日々の心身の状況、家族の状況、諸事情等を適確に 把握し、それらから発生する諸ニーズに適切に対応します。 各利用者のライフステージに応じた暮しのあり方等をともに考え、よりよいライフスタイルの実現に努めます。また、利用者、家族の安心、安全でより豊かな暮しを支えます。

|2022年度法人の事業計画 (案)

1)新型コロナ感染症の防止に向けた安心な事業運営

2021 年度も新型コロナウイルス感染症に対する予防対策に追われる1年でした。病院や福祉施設における大規模なクラスター発生も起きています。当法人においても昨年3月にクラスターが発生し、昨年度は感染予防のため利用者の外出や施設行事などが大きく制限され、または中止せざるを得ない状態が続いています。

新年度もマスク着用、手洗いや消毒などの励行とともに、3回目のワクチン接種に向けた取り組みなど、引き続き新型コロナ対策を続けます。ウイズコロナ・アフターコロナの時代に向けて、新しい生活様式に沿った活動のあり方を考えるなど環境整備に努めます。

また、当法人には入所施設はありませんが、通所施設とグループホームで生活されておられる利用者がたくさんおられるため、リスクがあっても簡単に事業を休止することはできません。そのため、法人事業所での新型コロナ感染症が発症した場合にも事業の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症 BCP (事業継続計画)を策定しました。これからも堺市等行政の指針に応じ必要な対応を行うとともに、利用者・ご家族への情報提供に努めるなど機敏な対応に努めます。

2) 超高齢時代に向けた事業運営

利用者の高齢化が進んでいます。今まで当法人は、日中活動の場である通所事業と居住の場としてグループホームを中心に整備・運営してまいりましたが、利用者の高齢化・重度化が進み、当法人の今までのグループホームでは医療的ケアが難しいなど課題を抱えています。また、通所事業においても利用者の大きな生きがいである「仕事」が利用者の高齢化も相まってだんだん少なくなってきています。一方、若い利用者は減り、新たな方はなかなか入ってきません。ご家族からより長時間のサービスを求められるなど、障害福祉サービスのニーズが次第に変わってきているような気もします。

そのため、これからの障友会における事業の最適化を検討し、利用者の高齢化や医療ニーズ等に対応しやすい事業の再構築を模索するとともに、今後の10年間を見据えた法人の中長期計画を策定します。また、法人の人材育成や業務のマニュアル化、広報の充実などソフト面にも力を注ぎ、持続可能な事業運営をめざします。

【具体的な検討項目例】

①わららか草部の生活介護単位制の採用

わららか草部は 2002 年に開所し、定員 70 名と当法人で最大規模の多機能型通所施設となっています。 開所から 20 年近くが経過し、次第に利用者の高齢化・重度化が進んできていることから、生活介護を 2 つのグループに分け、それぞれのグループにより適した支援を行いやすくする生活介護単位制の導入を検討します。

②小規模通所施設等の再編

当法人には現在、定員 15 名~20 名の小規模な通所施設として、生活介護事業の「つむぎ」、「デイセンターフレンズ」、「くるみの樹」があり、就労継続支援 B 型事業の「うららのお店」があります。これらの小規模施設は小回りが利き、利用者のニーズに応えやすいという利点を持ちながらも、昨今の利用者の高齢

化や新たな利用者の減少、職員の慢性的な不足という状況の中で安定的な運営が難しくなってきています。特につむぎは、高齢障害者の日中の居場所としてゆったりとした時空間や日課、介護や医療の必要な人たちに適切な支援を提供できることを目的に 2014 年に開設しましたが、長年親しんだ事業所からの移動に抵抗のあるご利用者が多く、またつむぎご利用者自身の入院などで利用率が低迷しています。

そこで、現在の各施設の長所をできるだけ残しつつ、安定的な運営ができるようこれらの施設の再編を 検討します。

③グループホームの再編整備

1991年5月、大阪府下唯一の知的障害者福祉ホーム(堺平井寮)としてスタートした「平井ホーム」は、重量鉄骨造りではあるものの、すでに30年の歳月を経、建物内外全体の劣化が目立ってきています。これまで2回の大規模修繕(屋根、壁、建物内等)を重ねてきていますが、3度目の大規模修繕にふみきるのか建て替え移転するのか検討が必要です。隣接する「堺みなみ」の全面的な建替えを何年か後(現在まる37年 一 鉄筋コンクリート造)に控え、その際には「平井ホーム」の存在そのものが支障となるため、いずれ撤去する必要があるからです。

また、1998 年に堺市営万崎住宅に当法人として初めて設置した「サウス・ライト」は約22 年の歳月を経ますが、堺市の公営住宅建替え計画の進捗により、近い将来転居が迫られると予想しています。ホームの所在棟の建替えは今少し先の予定(未定)とのことですが、すでに近接の棟の解体準備が進んでいます。サウス・ライトのような小規模グループホームは民家や団地を改造したものが多く、耐震化や個室化が難しかったり、世話人が一人体制であるなど、運営以上課題が多くなっています。そのため、老朽化したホームを中心に様々な手法により順次再編統合に向けた検討をすすめ、より快適な生活環境が提供できるように努めます。

④相談支援事業の機能強化

利用者の高齢化等に伴い、身上監護の必要性が高まり、生活保護や介護保険サービスなど他制度との調整も必要になるなど、相談支援の重要性が増しています。「うてな」と「ともに」の現状2か所ある相談支援事業所を再編して組織上1事業所として機能強化するとともに、通所施設等とも今以上の連携を模索し、当法人の相談支援事業所としてその役割を最大限発揮できる仕組みを検討します。

⑤高齢化・重度化への対応

ご利用者の高齢化や重度化が進んでいます。介護やリハビリなどの対応が必要となる方が増えつつあります。しかし、当法人のご利用者が 65 歳以上の要介護だからと言って単純に介護保険施設や介護事業所への移転は困難な場合が多いです。やはり一般の要介護高齢者の中では知的障害者の対応が難しかったり、制度上1割負担の問題があるからです。

そのため当法人では、障害福祉サービスとしてできるだけ対応できるよう、職員の資格取得や研修を勧めて重度加算やリハビリ加算を取得することにより、高齢化・重度化の問題に対応することを検討します。あわせて、医療サービスや介護サービスとの連携を進め、より安心な生活が実現するように努めます。

⑥持続可能なサービス体制の構築

近年、多くの NPO や株式会社を含めた事業者が障害福祉サービス事業に参入してきています。このこと

自体は障害者・ご家族にとって選択肢が増えることであり良いことではあるものの、一方で当法人としては新たなご利用者の獲得が難しくなってきています。また、ご利用者の高齢化・重度化によって、支援する職員も増やしていかなければ十分な支援ができなくなってきています。さらにコロナ禍による利用の手控え、職員人件費の増加など事業運営的には大変厳しい状況になりつつあります。

そのため、支援のマニュアル化や各種加算の獲得、人的資源の効率配分、事業の再編などにより、人手が少ない中でもできるだけ効率的な運営ができるよう工夫を行い、将来の投資の費用を生みだすなど持続可能な事業運営をめざします。

3) 第3次法人の中・長期事業計画の策定

2021 年度は現行の法人諸事業の課題の抽出、見直し、検討を職員管理職レベルを中心に議論を行ってきました。2022 年度は、いよいよ中長期事業計画策定委員会の立上げを図り、我が国の障害福祉施策の現状の分析や確認等とあわせて、当法人の課題分析を行い、今後の10年のあり方を探るとともに新たな計画として策定していきたいと考えます。

前項でお示ししたような各種事業運営上の課題について、様々な角度から検討を加えていきます。

4) 授産活動の活性化

2021 年度も前年度に引き続き、新型コロナ感染症への対策でうららのお店を休所したり、各種の授産製品バザーが多く中止となるなど、授産活動にとっては非常に厳しい 1 年でした。各事業所においては組み立てや内職作業等を新たに受注し、できる限り工賃を確保するよう努めました。

新年度においては、パッセの活動に積極的に関わるとともに、昨年開発した堺市のキャラクターである ハニワ部長の「シャツやグッズなど、新製品の積極的な販売促進に努めます。また、新たな活動への取組 みとして、堺みなみに隣接するばら池公園の運営事業者等と連携して公園内でのイベント参加・自主製品 の販売などを検討します。

5) 利用者の確保

障害者総合支援法の進展により、NPO や民間事業者の参入による日中活動事業所やグループホームの量的拡大が起こっており、障害福祉分野においても利用者の獲得競争が始まっています。このこと自体は障害者施策の進展によるもので、障害者サービスも選ばれる時代になってきたことは喜ばしい事だと考えます。一方で、そのため当法人の新規利用者は減少傾向にあり、在籍利用者の高年齢化、疾患の重篤化等により、利用の中止や終了が増加するとともに全体の利用者数が減り始めています。今後、事業の持続的な継続のためにも、利用者の年齢バランスの確保や新たな利用者の確保は喫緊のテーマです。そこで、法人パンフレットの配布やホームページでの PR の拡充とともに、支援学校へのアプローチを強化することなどにより新規ご利用者の確保に努めます。

6) より良い事業運営に向けての取組み

①虐待の防止と利用者処遇の向上

一昨年当法人のグループホームで世話人が利用者にけがをさせる事件が起きました。堺市からは軽度の 虐待と判断されたことを法人として重く受け止め、理事会や虐待防止委員会へ報告するとともに、全職 員への研修を進めてきました。また、2021 年度もコロナ禍において多くの行事が中止になり、外出機会も 減るなどご利用者もストレスが溜まっています。利用者処遇の向上に向けて、日中事業所、ショートスティ、グループホームにおいても職員・世話人の研修を行うとともに、利用者の処遇・支援の工夫と向上に努めます。

②事業所支援活動の実施

法人・施設運営を適切に行っていくため、法人内各事業所への運営、指導、助言(支援)活動である「事業所支援活動」を2019年度から開始しました。本活動は法人理事2人、業務執行理事2人、他事業所の管理者1人という5人体制を基本として実施しています。本事業は当該施設の職員にとっても支援活動チームの構成員にとっても、日々の運営のマンネリを廃し「気づき」を得られる機会と高い評価を得ているところです。

2021 年度はうららのお店を対象としておりましたが、今年正月からのオミクロン株の拡大により実施延期となりました。2022 年度も継続して活動していきたいと考えます。

③職員研究プロジェクトの推進

当法人では従来から職員有志による発達障害研究会の開催や転倒防止の研究会などをおこなっていますが、さらに支援マニュアルの策定など職員による新たな研究会の活動を推進し、よりよい事業運営に向けて取り組みます。

7) 法人広報活動の推進

2020 年度に法人パンフレットを新たに作成するとともに、2021 年度には法人のホームページを更新し、各事業についてより詳しく紹介するとともに、授産活動紹介ページや利用者募集のページを追加しました。これらは、ご家族や関係者への広報になるだけでなく、支援学校への利用者確保 PR や大学等への採用活動など、法人の存在や活動を広く PR することにつながっており、今後も必要に応じて更新に努めます。

また、当法人の機関紙「至心」については、引き続き年4回、3ヵ月に一度の発行を継続し、日常的にその内容等を検証するとともに、新たな企画を掲載していきます。

8) 職員の育成と確保に向けた取り組み

①職員の確保

社会福祉現場への若い人材の応募が極めて乏しい状態が常態化しています。当法人も例外ではなく、離退職の多いグループホームだけでなく、支援員の正職員・非常勤の応募も非常に少ない状況です。そこで新卒採用のチャンス拡大のため、2020 年 11 月から学生就職サイトであるマイナビと契約し学生に向けての就職ウェブサイトを開設しており、説明会もコロナ禍のおり ZOOM でのオンライン開催としています。これからも採用めざして施設見学や実習への誘導などに努めます。

また、地域情報誌「ぱど」の活用や当法人ホームページにも採用情報を掲載し、人材確保の広報活動に 努めます。さらに、同様に人材確保に悩む他の法人と人材確保のための研究プロジェクトを構成しており、 合同ホームページの作成やイベントなどの検討を進めています。

②職員研修の充実

利用者支援の向上と職員の高度なスキルの獲得のためには不断の各種研修の実施が欠かせません。従来

からの法人研修委員会が計画実施する研修に加え、動画配信「サポートカレッジ」による職員の自己研修を継続して実施し、職員の資質の向上に努めます。

また、当法人が加盟する団体の外部研修や動画による研修など、キャリアに応じた職員研修の充実を図ります。

③キヤリアパスの確立と目標管理等評価制度の導入

当法人においては各職位におけるけるキャリアパスを策定していますが、職員の目標管理、自己評価制度等を取り入れ、自らの業務を見直すとともに管理者によるヒアリングの導入を図ります。これらにより職員がスキルや経験を重ね、その成長を促していくことで事業の推進力強化につなげます。

9) 地域公益活動への取組み

① うららのお店のふれあいモーニング

2018 年からうららのお店を活用し、月 2 回地域の 70 歳以上の高齢者に低額で朝食(セット)を提供する活動を行ってきました。2020 年度から新型コロナ感染症への対策で中止を余儀なくされていますが、高齢者の閉じこもり防止や地域とのつながりづくりに役立っているとともに、うららのお店の賑わい、活気につながるため、コロナ収束後の再開をめざします。

②夢のおもちゃ箱を通じた公益活動

当法人では、ボランティアグループ「パペット&アーティストファミリー 夢のおもちゃ箱」に活動を 委託し、市内の病院の小児科等病棟に入院する子どもたちへの訪問パペットセラピー活動と、地域の高齢 者や障害者等に向けたミニコンサートの開催を行っています。次年度も継続して実施し地域貢献に努めま す。

③大阪しあわせネットワークへの参画

大阪府社会福祉協議会に加入する多数の社会福祉法人が参画して活動する地域貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に次年度も参画し、府内他法人とともに経済的な生活課題のある府民への支援を行い、社会福祉法人としての役割を果たします。当法人ではわららか草部、堺みなみそれぞれにコミュニティソーシャルワーカー(研修を受けた法人職員)を配置して対応しています。

④地域共生の取組みを検討

障友会はこれまで「障害のある人たちにあたりまえの生活と生きがいを」との理念のもと、主に障害者本人とそのご家族を対象として支援を行ってきました。一方、我が国では、高齢化や人口減少が進み、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりが求められています。そこで当法人も、各施設ができる地域の住民との交流やともに地域を作っていく取り組みなどについて検討し、地域とともに歩む社会福祉法人をめざします。

11)防災対策等の推進

2021 年度中に取組んだ様々な取組みを次年度も継続します。防災、発災に対するマニュアルの更新、各

事業における避難訓練等の着実な実施、備蓄用食料飲料等の点検と充足を確実なものとします。また、災害時においても当法人の事業を継続するため、災害に関するBCP(事業継続計画)を策定します。

なお、大阪府の「大阪災害派遣福祉チーム ― 略称大阪 DWAT」に職員3人を登録。すでに養成研修も終了しており、当法人のみならず他地域で発生する災害等への応援体制にも法人として参画できるようにしています。